

## 関西学院大学自己点検・評価規程細則

1992年3月27日  
理事会決定

(目的)

第1条 自己点検・評価規程第8条に定める個別自己評価委員会（以下「個別委員会」という。）については、本細則の定めるところによる。

(個別委員会の委員長等の任期)

第2条 個別委員長の任期は、原則として3年とする。ただし、再任を妨げない。なお、個別委員会の委員については、当該個別委員会で決定する。

(個別委員会の職務)

第3条 個別委員会は、評価目標、評価項目、評価指標等に従って、当該個別委員会が所管する事項について点検・評価する。

(大学執行部自己評価委員会)

第4条 大学執行部自己評価委員会は次の委員をもって構成し、委員長は学長補佐とする。

- 1 学長補佐 1名
- 2 第5条に規定する小委員会の委員長
- 2 大学執行部自己評価委員会は、小委員会が行った点検・評価を改めて検討し、改善すべき問題点を明らかにする。
- 3 大学執行部自己評価委員会は、点検・評価した結果について、毎年、学長及び大学自己評価委員会に報告書を提出する。
- 4 大学執行部自己評価委員会に関する事務は、学長室が担当する。

第5条 大学執行部自己評価委員会の作業部会として、( ) で示す部局に次の小委員会を置く。

- 1 教務関係自己評価小委員会（教務機構）
- 2 学生関係自己評価小委員会（学生生活動支援機構）
- 3 情報関係自己評価小委員会（情報環境機構）
- 4 研究・社会連携関係自己評価小委員会（研究推進社会連携機構）
- 5 国際連携関係自己評価小委員会（国際連携機構）
- 6 入試関係自己評価小委員会（入試部）
- 7 キャリア支援関係自己評価小委員会（キャリアセンター）
- 2 小委員会の委員長及び委員は当該部局で決定する。
- 3 小委員会は、自己評価項目に従って、当該部局が所管する事項について点検・評価する。
- 4 小委員会に関する事務は、当該部局が担当する。

(大学キリスト教主義教育自己評価委員会)

第6条 大学キリスト教主義教育自己評価委員会は次の委員をもって構成し、委員長は大学宗教主事とする。

- 1 大学宗教主事
- 2 学長委嘱による委員若干名
- 2 大学キリスト教主義教育自己評価委員会は、本学創立の理念であるキリスト教主義教育の現状を全学的な立場から点検・評価し、改善すべき問題点を明らかにする。
- 3 点検・評価した結果について、毎年、学長及び大学自己評価委員会に報告書を提出する。
- 4 大学キリスト教主義教育自己評価委員会に関する事務は、学長室が担当する。

(各学部・研究科自己評価委員会)

第7条 各学部・研究科自己評価委員会の委員長及び委員は当該学部で決定する。

- 2 各学部・研究科自己評価委員会は、大学設置基準、大学院設置基準、当該学部及び研究科が定めている教育目標を基準に、当該学部及び研究科の教育・研究機能を点検・評価し、改善すべき問題点を明らかにする。
- 3 社会状況の変化に対応して、一定期間ごとに建学の精神の実現の観点から当該学部及び研究科の教育目標そのものを点検・評価する。
- 4 点検・評価した結果について、毎年、当該教授会及び大学自己評価委員会に報告書を提出する。
- 5 各学部・研究科自己評価委員会に関する事務は、当該学部・研究科事務室が担当する。

(言語コミュニケーション文化研究科・言語教育研究センター自己評価委員会)

第8条 言語コミュニケーション文化研究科・言語教育研究センター自己評価委員会の委員長及び委員は、言語コミュニケーション文化研究科委員会で決定する。

- 2 言語コミュニケーション文化研究科・言語教育研究センター自己評価委員会は、大学設置基準、当該研究科が定めている教育目標、当該センターの設置目的を基準に、当該研究科の教育・研究機能及び当該センターの機能を点検・評価し、改善すべき問題点を明らかにする。
- 3 社会状況の変化に対応して、一定期間ごとに建学の精神の実現の観点から、当該研究科の教育目標そのものを点検・評価する。
- 4 点検・評価した結果について、毎年、当該研究科委員会、当該センターのセンター会議及び大学自己評価委員会に報告書を提出する。
- 5 言語コミュニケーション文化研究科・言語教育研究センター自己評価委員会に関する事務は、教務機構事務部が相当する。

(専門職大学院研究科自己評価委員会)

第9条 専門職大学院研究科自己評価委員会の委員長及び委員は、研究科教授会で決定する。

- 2 専門職大学院研究科自己評価委員会は、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、当該研究科が定めている教育目標を基準に、当該研究科の教育・研究機能を点検・評価し、改善すべき問題点を明らかにする。
- 3 社会状況の変化に対応して、一定期間ごとに建学の精神の実現の観点から当該研究科の教育目標そのものを点検・評価する。
- 4 点検・評価した結果について、毎年、当該研究科教授会及び大学自己評価委員会に報告書を提出する。
- 5 専門職大学院研究科自己評価委員会に関する事務は、当該研究科事務室が担当する。

(大学図書館自己評価委員会)

第10条 大学図書館自己評価委員会の委員長及び委員は大学図書館で決定する。

- 2 大学図書館自己評価委員会は、大学設置基準及び大学図書館が定めている理念に照らして図書館機能を点検・評価し、改善すべき問題点を明らかにする。
- 3 点検・評価した結果について、毎年、大学図書館運営委員会及び大学自己評価委員会に報告書を提出する。
- 4 大学図書館自己評価委員会に関する事務は、大学図書館運営課が担当する。

(研究機関・センター自己評価委員会)

第11条 研究機関・センター自己評価委員会の委員長及び委員は当該研究機関・センターで決定する。

- 2 研究機関・センター自己評価委員会は、当該研究機関・センターの設置目的に照らしてその機能を点検・評価し、改善すべき問題点を明らかにする。
- 3 点検・評価した結果について、毎年、当該研究機関・センターのセンター会議・委員会等及び大学自己評価委員会に報告書を提出する。
- 4 研究機関・センター自己評価委員会に関する事務は、当該研究機関・センターの事務室等が担

当する。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、大学自己評価委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附 則

- 1 この細則は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。
- 2 この細則は、1993年（平成5年）6月1日から改正施行する。
- 3 この細則は、1994年（平成6年）6月1日から改正施行する。
- 4 この細則は、1997年（平成9年）4月1日から改正施行する。
- 5 この細則は、1998年（平成10年）4月1日から改正施行する。
- 6 この細則は、2001年（平成13年）4月1日から改正施行する。
- 7 この細則は、2002年（平成14年）4月1日から改正施行する。
- 8 この細則は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。
- 9 この細則は、2004年（平成16年）5月7日から改正施行する。
- 10 この細則は、2005年（平成17年）4月1日から改正施行する。
- 11 この細則は、2006年（平成18年）4月1日から改正施行する。
- 12 この細則は、2011年（平成21年）4月1日から改正施行する。
- 13 この細則は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。